

22	都市整備局	航空政策の推進（羽田空港の機能強化及び更なる国際化）
事業概要	<p>東京のみならず日本の国際競争力の維持・向上や経済の活性化を図るためには、増大する航空需要に応えるなど、首都圏とりわけ首都東京における空港機能の充実を図ることが重要である。</p> <p>そのため、首都圏の空港機能の充実に資する「羽田空港の再拡張及び国際化」を推進してきたが、羽田空港は、昨年10月には新滑走路と国際線ターミナルの供用が開始され、世界の主要な都市へ就航する本格的な国際空港となった。今後も、羽田空港の機能強化や更なる国際化を国に求めるなど、航空政策の推進に取り組む。</p>	
これまでの経過	<p>平成12年6月 都から国への提案要求に、「羽田空港の国際化」を最重点事項として新規に盛り込み、提出。</p> <p>平成12年12月 「航空政策基本方針」（本文は下記で閲覧可）を策定・公表。</p> <p>平成14年6月 国が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」を閣議決定。その中で、羽田空港については、「財源について関係府省で見通しをつけた上で、国土交通省は、羽田空港を再拡張し、2000年代後半までに国際定期便の就航を図る」とされる。</p> <p>平成15年11月 羽田・金浦（ソウル）間の昼間国際チャーター便の運航開始。</p> <p>平成15年12月 都は羽田空港の再拡張事業に対し、1,000億円の無利子貸付による協力を行うことを公表。</p> <p>平成16年3月 羽田空港再拡張事業の事業化を含む平成16年度政府予算案及び関連法案が国会にて可決、成立。</p> <p>平成17年8月 羽田・金浦間の昼間国際チャーター便が1日8往復に拡充。</p> <p>平成19年3月 国は新滑走路建設の現場工事に着手。</p> <p>平成19年5～6月 国が「航空の自由化」「羽田空港の更なる国際化」を盛り込んだ「アジア・ゲートウェイ構想」「経済財政改革の方針2007」を閣議決定。</p> <p>平成19年9月 羽田・虹橋（上海）間の昼間国際チャーター便の運航開始。</p> <p>平成19年12月 地方税制の改正に伴い、羽田空港の国際化を含む首都東京の重要施策に関する「国と東京都との実務者協議会」を設置。</p> <p>平成20年2月 「羽田空港の国際化に関する国と都・関係県実務者分科会」を設置。</p> <p>平成20年4月 羽田・香港間の国際チャーター便の運航開始。</p> <p>平成20年4月 「第2回羽田空港の国際化に関する国と都・関係県実務者分科会」を開催し、都から国際線発着枠の拡大方策を提案。</p> <p>平成20年6月 国が「2010年の供用開始当初に昼間及び深夜早朝合わせて約6万回の国際線を就航」、「昼間に羽田にふさわしい近距離アジア・ビジネス路線として、ソウル、上海等の都市、さらに北京、台北、香港まで就航していく」等の羽田の国際化の方針を盛り込んだ「経済財政改革の基本方針2008」を閣議決定。</p> <p>平成20年7月 「第3回羽田空港の国際化に関する国と都・関係県実務者分科会」を開催し、国から上記の国際化の方針の説明。</p> <p>平成20年11月 規制改革会議の重点事項推進委員会公開討論において、都から更なる国際化について提案。</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの経過</p>	<p>平成 20 年 12 月 「第 4 回羽田空港の国際化に関する国と都・関係県実務者分科会」を開催し、国から国際航空交渉の進展状況について報告。</p> <p>平成 20 年 12 月 都は、羽田空港再拡張事業の国からの無利子貸付の増額要請に協力表明。</p> <p>平成 21 年 7 月 「第 5 回羽田空港の国際化に関する国と都・関係県実務者分科会」を開催し、国から再拡張事業の進捗等について報告。</p> <p>平成 21 年 10 月 日中首脳会談において羽田・北京首都空港間の国際定期チャーター便の運航開始。</p> <p>平成 21 年 12 月 日米航空協議によって、羽田に日米双方で 1 日 8 便就航することが合意され、合わせてオープンスカイについても合意。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現在の進行状況</p>	<p>平成 22 年 5 月 国土交通省成長戦略会議において、国際線枠を 3 万回上乗せするなどの方針が打ち出される。</p> <p>平成 22 年 6 月 国が「羽田の 24 時間国際拠点空港化」などを盛り込んだ「新成長戦略」を閣議決定。</p> <p>平成 22 年 9 月 新滑走路と、国際線ターミナル等が完成</p> <p>平成 22 年 10 月 新滑走路と国際ターミナル等が供用開始。国際定期便が就航。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、平成 25 年度中に羽田空港における国際線の年間発着枠を 9 万回（昼間時間帯 6 万回 + 深夜早朝時間帯 3 万回）とする予定。</li> <li>・その前提となる国際線旅客ターミナルの拡充を早期に実施するとしている。</li> <li>・都では、羽田空港の機能強化に向けて、再拡張事業により拡大する昼間の空港容量のうち、国内線・国際線の割振りが決まっていない 2.7 万回の年間発着枠についても、極力国際線に振り向けること、国際線発着枠の 3 万回増加に必要な国際線旅客ターミナルの拡張を早期に実施し、施設の規模については、今後の国際線の増加に対応できるものとなるよう、計画的に進めること、管制の工夫などあらゆる角度から空港容量の拡大を進め、国際線の更なる就航拡大を進めること、また、C 滑走路の延伸を早急に進め、極力前倒して供用開始を図ることを国に働きかけていくとともに、国に対する協力及び必要な調整等を実施していく。</li> </ul>	
<p>問い合わせ先</p>	<p>都市整備局 都市基盤部 交通企画課</p>	<p>電話 03-5388-3288</p>